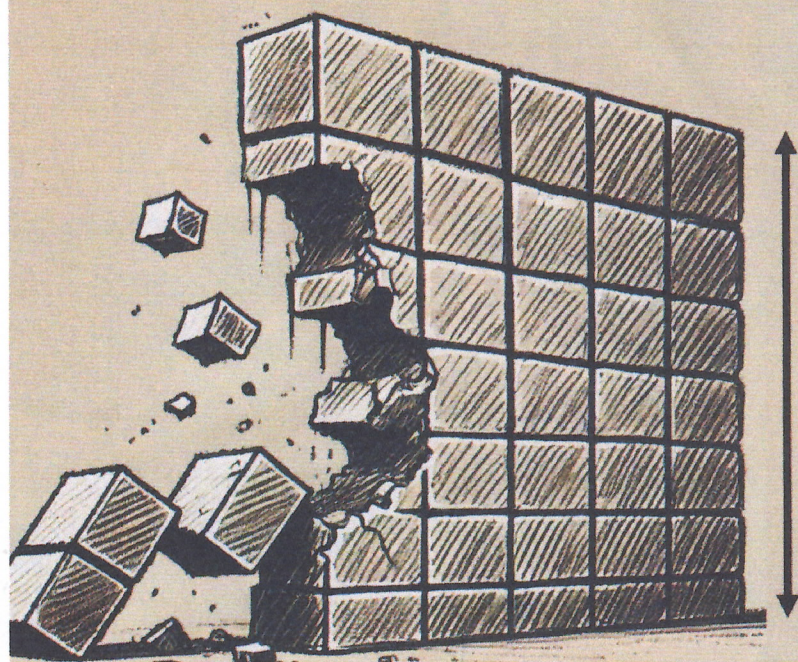


補助金が適用できる例



建築基準法の道路
に面してブロック塀等が
設置されている

ブロック塀等の高さが
1.2m以上ある

※その他諸条件があります。補助金適用の有無を確認の為、
職員が現地調査へ行きます。

補助金のご案内

申請

令和7年

5月7日

(水)

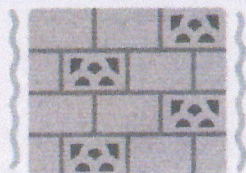
受付開始

申請される前に柏市へ
事前相談が必要です
まずは、下記担当まで
ご連絡ください

☎04-7167-1145

対象者

- ①危険コンクリート
ブロック塀等を所有している
(共有の場合は委任が必要)
- ②市税を滞納していない
- ③除去工事の目的が
販売ではない
- ④過去に除去工事補助金
を交付されていない
(共有者も同じ)



補助額

- ①危険CB塀等の長さ
1メートルあたり1万円
※千円未満の端数は切り捨て

- ②除却に要する費用

※上記①又は②の**低い方**の額

※通学路は20万円が上限
それ以外の道路等は
10万円が上限

